

大泉町在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給要項

大泉町在宅ねたきり高齢者等介護慰労金の支給目的、内容、支給手続等は、次のとおりです。

1 支給目的

身体上又は精神上的の障害のため、日常生活に著しい支障のある在宅の高齢者を介護する者に、在宅ねたきり高齢者等介護慰労金（以下「慰労金」といいます。）を支給することにより、介護する者の労をねぎらうとともに、併せて高齢者福祉の増進を図ることを目的とします。

2 内容

支給対象者	<p>町長が別に定める基準日において、要介護高齢者を居宅において1年以上継続して介護している者（以下「介護者」といいます。）とします。ただし、主たる介護者のいない要介護高齢者については、本人を支給対象者とします。</p> <p>※ 「要介護高齢者」とは、次の1から3のいずれにも該当する在宅の寝たきり高齢者又は認知症高齢者をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町内に住所を有し、かつ、居住している65歳以上の者2 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条に規定する区分において、要介護4又は要介護5に該当する者及び身体上又は精神上的の状態が要介護4又は要介護5に相当する者であり、その状態が1年以上継続している者3 慰労金の支給対象となる期間において、ショートステイ及び入院等により在宅生活を離れた期間が100日を超えない者
-------	--

支給金額	要介護高齢者 1 人につき年額 1 2 万円とします。
------	-----------------------------

3 支給手続

支給申請の方法	慰労金の支給を受けようとする者は、大泉町在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給申請書（様式第 1 号）により申請してください。
慰労金の支給時期等	提出された申請書の審査を行い、支給の可否を決定し、大泉町在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給決定（却下）通知書（様式第 2 号）により通知します。 ※ 慰労金の支給を決定したときは、口座振替の方法により支給します。
慰労金の返還	虚偽の申請やその他不正の行為により、慰労金の支給を受けた者は、支給した慰労金を返還させることができます。

4 各種様式

申請書等の様式	次の様式を使用してください。 1 大泉町在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給申請書（様式第 1 号） ※ 参考 1 大泉町在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給決定（却下）通知書（様式第 2 号）
---------	--

5 事業期間

期 間	令和 4 年 4 月 1 日から
-----	------------------

6 担当部署

大泉町高齢介護課	電話 0 2 7 6 (6 2) 2 1 2 1
----------	----------------------------